

大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要綱

令和4年3月31日
大磯町農業委員会告示第5号

(目的)

第1条 この要綱は、農業への新規参入者の受入れにおいて公正で円滑な手続により農業の担い手の確保を図り、耕作放棄地の解消及び農地の保全と有効活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における農業への新規参入者（以下「新規参入者」という。）とは、初めて大磯町内の農地を賃借若しくは使用貸借する権利を取得する法人又は農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する農家で、かつ、大磯町内に住所を有する者の世帯員及び親族以外の個人をいう。

(要件)

第3条 新規参入者は、個人にあつては、本人が、法人にあつては、常時従事者が、それぞれが次の各号に掲げる農業経験及び技術等を備えた者でなければならない。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する者であることを書面等により証明できる者

ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定される農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、農業経営士（神奈川県農業経営士認定要綱（昭和46年4月1日施行）に基づく認定を受けたものをいう。）、大磯町が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし適切な経営を行っている農家又は農地所有適格法人の行う農業経営の下において、年間150日以上かつ1,200時間以上の農業研修を1年以上受けた者

イ かながわ農業アカデミーの生産技術科又は技術専修科課程を修了した者

ウ かながわ農業サポーターを修了し、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦を受けた者

エ 1年以上継続して農作業に従事している実績があり、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦を受けた者

オ アからエまでの者と同等以上の知識及び技能を有すると認められ、地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦を受けた者

(2) 第5条第1項の大磯町新規参入営農計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）に記載された農作業に必要な農機具、車両等を所有又は賃借等により用意することが確実であること。

(農地の賃借又は使用貸借する権利)

第4条 新規参入者が、農地を賃借又は使用貸借する場合の権利の設定は、次の各号に掲

げるとおりとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法による権利設定期間は5年以内とし、借入可能な面積は30アール以下とする。
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）による権利設定期間は5年以内とし、借入可能な面積は30アール以下とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか農業委員会が特に必要と認めた場合は、新規参入者の営農能力等に応じた権利設定期間及び面積とすることができる。

（計画書等の提出）

第5条 新規参入者は、農地を賃借又は使用貸借する場合は、計画書を農業委員会に提出しなければならない。

2 前項の計画書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第3条第1号アからオまでに該当する者であることを証する次に掲げる書面等の写し

ア 第3条第1号アに規定するものにあつては、研修受入先の推薦書及び研修内容を証する書類（日報等）

イ 第3条第1号イに規定するものにあつては、修了証

ウ 第3条第1号ウからオまでに規定するものにあつては、農業に関する実績を証明できる書面並びに参入地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の大磯町新規参入推薦書（第2号様式）

- (2) 自動車運転免許証の写し等の現住所が確認できる書類

- (3) その他農業委員会が必要と認める書類

（農業委員の役割）

第6条 農業委員は、新規参入者の受入れにあたり、次の各号に掲げる業務を実施し、新規参入者の営農に資するよう努めなければならない。

- (1) 参入地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員による面談及び計画書等の確認
- (2) 第5条第2項第1号ウにある大磯町新規参入推薦書（第2号様式）の作成
- (3) 農地の斡旋
- (4) 農業委員会総会における新規参入に関する審議

（営農状況の確認）

第7条 農業委員会は、新規参入者が利用権の設定を受けた農地について定期的に営農状況の確認をし、適切に利用がなされていないと認められる場合には、助言及び指導を行うものとする。

2 農業委員会は、前項の助言及び指導を行った後も適切に農地を利用されていないと判断した場合には、大磯町長に対して農用地利用集積計画を解除する旨の申出をすることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、参入基準について必要な事項は、農業委員会が別

に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。